麻薬小売業者免許申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※記入する前に裏面の「注意事項」をよくお読みください。 | 麻薬業務所 | 所在地 | 〒葛飾区　　　　　　　　　　　丁目　　　番　　　号 |
| 名称 | 電話　　　　（　　　　　　） |
| 薬局開設許可番号 | 第　　　　　　　号 | 許可年月日 | 　　　　年　 　月　 　日 |
| 申請者の欠格条項 | （１）法第５１条第１項の規定により免許を取り消されたこと。 |  |
| （２）罰金以上の刑に処せられたこと。 |  |
| （３）医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。 |  |
| 備　考 |  |
| 上記のとおり免許を受けたいので申請します。　　　年　　　月　　　日住所　（法人の場合は主たる事務所の所在地）　（法人の場合はその名称と代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　葛飾区保健所長　あて |

※注意事項

１　麻薬業務所の所在地・名称・申請者の住所・氏名は、いずれも省略しないで、正しい文字で記載してください。不要の文字は　　線で消してください。

２　申請者の欠格条項欄には、当該事実がない場合は「なし」と記載し、ある場合は、（１）欄＝その理由及び取消された年月日を、（２）欄＝その罪・刑・刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、（３）欄＝その違反の事実及び年月日を、それぞれ記載してください。

３　診断書の有効期間は、診断日を含めて１ヵ月間です。

申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員について各人別に、同様の診断書を添付してください。

４　申請書の添付書類として、①店舗の平面図　②麻薬保管庫の仕様と立体図（鍵、固定方法を明記したもの）を提出してください。（ただし、変更がなく、更新の場合で指定の期間内に申請するときは必要ありません。）

５　申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員を明示した組織図等（最高責任者の記名がなされたもの）を併せて提出してください。

６　申請手数料　麻薬小売業者　４，６００円（令和３年８月１日現在）（現金）

７　免許の有効期間は、免許された日から、その翌々年の１２月３１日までです。その後も引き続いて免許を必要とする場合は、新たに申請をしなくてはなりませんのでご承知おきください。